

ご旅行条件書（受注型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

(1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号・観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。)(がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2) 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
(3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約受取印と旅行契約の部にあります。当社旅行契約がご希望の方は、当社にご請求ください。
(4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをよすお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があつたときを除き、「企画書面」を交付します。
(2) (1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取送料金(以下「企画料金」といいます。))の金額を明示することがあります。
(3) 当社がお客様に交付した企画の内容に関する申込みと申込むとするお客様は、所定の申込書に所定事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
(4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
(5) 当社は書面にその旨をもって、申込金の支払を受けるとある(契約の申込みを受ける)ことができます。この場合旅行契約は、当該書面を交付した時に成立するものとします。
(6) 申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。)、取送料、運送料の一部として取り扱います。
(7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

(1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出が親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
(2) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用の方など、特別な配慮(車いすの手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時にご旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内にて応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一時的変更や参加をお断りする場合があります。
(3) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
(4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(5) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
(6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
(7) その他当社の業務上の都合があつたときは、お申込みをお断りすることがあります。
(8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報ホームページ」http://www.forth.go.jp/にてご確認ください。
(9) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報をが出される場合があります。お申込み時に「海外危険情報」に関する書面をお渡します。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.anzen.mof.go.jp/でもご確認ください。
旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の行程を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置をとると判断して、旅行を進行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取送料を申し受けます。

4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

(1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお客様にお渡します。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
(2) 契約書面を交付した場において、当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
(3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速にも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7〜10日前に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の期間にお断りすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなれた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
(4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

6. 渡航手続

(1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本語以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
(2) 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。

(3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとき、その責任を負うものではありません。

7. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
(2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

8. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(ウ) 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備が不足したことに(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行開始日の前日から当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

9. お客様の交代

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。ただし、当社が所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人につき10,000円・税別)と共に当社にご提出していただきます。
(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

10. お客様の解除権(旅行開始前)

(1) お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次による取消料をお支払いいただくにより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送・宿泊機関等が定める取送料、運送料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取料等」といいます。))の金額を、第2項(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示した時は、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない運送・宿泊機関取料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でよくご確認ください。
(ア) 国内旅行に係る取消料

a. 次項以外		解除期日	取消料(おひと)
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日まで(当社が契約書面に企画料金の金額を明示した場合に限る)	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日まで	企画料金に相当する額
		旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日まで	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日まで	旅行代金の30%
		旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日まで	旅行代金の40%
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日まで	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日まで	旅行代金の50%
		旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日まで	旅行代金の100%

b. 貸切船舶を利用する旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

(イ) 海外旅行に係る取消料
a. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約並びに本邦外を出発地及び帰着地とする旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

解除期日		取消料(おひと)
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで(当社が契約書面に企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
		旅行代金の20%
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の20%
		旅行代金の50%
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって29日目に当たる日まで	旅行代金の50%
		旅行代金の100%

b. 貸切航空機を利用する旅行契約

解除期日		取消料(おひと)
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで(当社が契約書面に企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
		旅行代金の20%
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の20%
		旅行代金の20%

ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで 21日目に当たる日まで	旅行代金の50%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって29日目に当たる日まで 4日目に当たる日まで	旅行代金の80%
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日まで (帰国又は無連絡不参加の場合)	旅行代金の100%

c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

(2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものであるときに限ります。
(イ) 第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
(エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
(オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
(3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)又は予約料を差し引いて払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。
(4) 旅行契約成立後、お客様のご都合により出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

11. お客様の解除権(旅行開始後)

(1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱される場合は、お客様の権利放棄となし、一切の払戻しをいたしません。
(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、運送料その他のすでに支払又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

12. 当社の解除権(旅行開始前)

(1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の運送料をお支払いいただきます。
(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
(ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
(イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
(ウ) お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(エ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(オ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
(カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
(3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)または予約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、運送料を差し引いて払い戻します。又は旅行代金の全額を払い戻します。

13. 当社の解除権(旅行開始後)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
(ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための派員員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
(ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
(2) 解除の効果及び払戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様に当社との契約関係は、将来に向かっての消滅します。
(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらを支払うべき取消料、運送料その他の各名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 旅行代金の払戻し

(1) 当社は、第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、遅延又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
(2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

15. 契約解除後の帰路手配

当社は、第13項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に基づいてお客様が当該旅行の出発地、解着地へ戻るとするお客様の必要に旅行サービスの手配を行います。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

16. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地にあって当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)(イ)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地にあって当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)(イ)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動しただけとせず、自由行動時間中を除き旅行安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)(イ)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日日から起算して2年以内に当社に対して通知があったと認めるときは、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(イ)と賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の入出国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (2) 自由行動中の事故
- (イ) 食中毒 (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

19. 特別補償

(1) 当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」による携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気メディア、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

	国内旅行	海外旅行
通院見舞金	通院日数におよ2万円～5万円	通院日数におよ2万円～10万円
入院見舞金	入院日数におよ2万円～20万円	入院日数におよ4万円～40万円
死亡補償金	150万円	250万円

- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の行程に含まれない場合で、自由行動中のスリ・ライディング、ハングライダー・搭乗、超経動力機(モーター・ハングライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等)搭乗、ジyroプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ受注型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する別業型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)(ウ)のうち、当社が旅行代金・実施するもの第19項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社旅行企画・実施のオプションツアーは、企画書面等に「旅行企画・実施」(当社(又は名義観光サービス))と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨を企画書面に明示した場合には、当社の別業型企画旅行となります。
- (ア) お申込みは原則として現地で行い、お支払も現地となります(一部例外を除くお申込み、お支払の例もあります)。
- (イ) 当社は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件に適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第19項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

- (4) 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用せず、それ以外の責任は負いません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のための必要な措置
- (イ) 第18項の規定に基づき当社の責任が明らかであること。
- (ウ) 第10項、第11項、第12項、第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができないとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金がい、000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第18項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ お支払い対象旅行代金× 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0%	2.0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内への旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経便便への変更	1.0%	2.0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。		
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車席等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車席等又は1泊につき1件として取り扱います。		

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の受注型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

23. 通信契約

(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の店員への「会員の署名をいきたきクレジットカード」を受け取る(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。この場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし

- に会員の署名をいきたきクレジットカードでお支払いいただく(契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしうとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承認した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

24. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合はのそれに伴う諸費用、お客様への疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、失物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にのご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社が旅行契約により旅程管理する義務を負う期間は、出発(集合)してから、帰着(解散)するまでとなります。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

26. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過中当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事由が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。当社は、お客様が申込みいただいた旅行において運送・宿泊施設等(主要な運送・宿泊機関等)については「取引条件説明書面(別紙「企画書面」)」に記載の日程表及び契約書面及び確定書面に記載されている、の提供を受けるサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電話のり方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業のサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただいております。
- (3) 当社は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報情報は、お客様に傷害があった場合やお客様の二旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等で国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mtc.co.jp>)をご確認ください。

お申込みの際にお客様が 自分の氏名を誤って記入された場合	
申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとお客にご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交代の場合に準じて、第9項のお客様の交代手数料を申し受けます。	
なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したた場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。	

安全についてのご案内	
渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報など安全関係の情報が出されている場合があります。お申込みの際、係員にご確認ください。	
より詳しい情報をお知りになりたい場合は下記までお問い合わせください。下記の外務省海外安全情報のホームページへアクセスしてください。	
外務省海外安全相談センター 海外安全情報FAXサービス 外務省海外安全情報	TEL 03-5501-8162 FAX 0570-023300 http://www.anzen.mofa.go.jp

燃油サーチャージのご案内	
「燃油サーチャージ」は昨今の世界的な航空燃料価格高騰に伴い、国土交通省が航空会社に対して認可した付加運賃です。旅行代金とは別に、お申込の販売店にてご確認ください。また、航空会社により差額された場合、当社は差額を申し受けます。減額となった場合は差額を払い戻します。	
なお、お客様が燃油サーチャージの増額を理由として旅行契約を解除する場合、当社は規定の取消料を申し受けます。	